

各記事の内容については、タイトル横の二次元コードからご確認ください

令和7年度「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使協議会」を開催しました



1月23日、静岡県庁にて、「静岡県働きやすい職場づくり推進公労使協議会」（地方版政労使会議）を開催しました。

労使団体トップ及び関係機関・団体が出席し、「賃金引上げ」に向けた取組」と「働きやすい職場づくりのための取組」について情報共有と意見交換を行いました。

賃金引き上げに向けた環境整備と働きやすい職場づくりに向けて、引き続き、構成員が相互に連携・協力して取り組んでいくこととし、共同宣言をとりまとめました。



厚生労働大臣表彰式を開催しました

1月16日静岡労働局において、厚生労働大臣表彰式を行い、長年にわたり労働行政の発展に寄与された方々に対して、その功績をたたえ、表彰させていただきました。

厚生労働大臣表彰 (地方労働行政功労者)

委員等名称	氏名
静岡地方労働審議会 使用者委員	望月 清史

厚生労働大臣感謝状 (地方労働行政功労者)

委員等名称	氏名
静岡地方労働審議会 公益委員	佐藤 学
静岡地方労働審議会 労働者委員	森藤 剛正
静岡地方労働審議会 使用者委員	内田 美紀子
静岡紛争調整委員会 委員	石割 誠



静岡県SAFE協議会の構成員が東レ株式会社三島工場を訪問しました



1月28日、小売業、介護施設の企業等で構成される静岡県SAFE協議会の構成員14名が、製造業で行われている安全衛生活動を学ぶことを目的として、東レ株式会社三島工場を訪問しました。

三島工場で実施している取組内容のご紹介の後、工場を見学し、耐滑性に優れた階段用ステップや人力による負荷を軽減した運搬機器等の転倒・腰痛予防対策をご紹介いただきました。

静岡県SAFE協議会は、小売業、介護施設における転倒・腰痛災害の減少にむけて、今後も様々な活動、協議を行っていきます。



▲工場見学の様子

「SAFE」とは？～従業員の幸せのための安全アクション～

SAFE協議会は、人の行動に起因して発生する行動災害（転倒・腰痛等）が小売業、介護施設において増加している状況を踏まえ、構成員の安全衛生に対する意識啓発と自主的な安全衛生活動の定着を図るとともに、構成員が管内の安全衛生に対する機運を醸成し、従業員の幸せのための安全アクション（Safer Action For Employees）を推進することを目的として設置されました。

静岡県SAFE協議会についてはこちら▶



ユースエール認定通知書交付式を行いました



若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良である「ユースエール認定企業」として、11月21日に「エスティーム株式会社」（沼津市）を認定し、12月15日にハローワーク沼津において認定通知書を交付しました。

同企業は正社員の年平均有給休暇取得日数や若者の採用に積極的であるなど、複数の項目を満たしました。

これにより、静岡県内の認定企業は30社となりました。



▲エスティーム株式会社 代表取締役 伊東 様(中央)
管理部 増田 様(右)／ハローワーク沼津 藤田所長(左)



認定事業主
エスティーム株式会社（沼津市）

「外国人雇用状況」の届出状況の集計結果 (令和7年10月末日現在)



静岡県内における令和7年10月末現在の「外国人雇用状況」の届出状況の集計結果がまとめました。

○外国人労働者数 88,968人 (対前年9.1%増)
(在留資格別内訳)

- ・身分に基づく在留資格 39,296人 (同0.9%増)
 - ・専門的・技術的分野の在留資格 20,230人 (同21.5%増)
 - ・技能実習 18,221人 (同7.3%増)
- (国籍別内訳)
- ・ブラジル 18,686人 (同0.9%減)
 - ・ベトナム 17,224人 (同8.1%増)
 - ・フィリピン 15,462人 (同4.6%増)

○外国人雇用事業所数 10,967所 (対前年7.2%増)

外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移



「外国人雇用状況」の届出制度は、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。

労働基準監督官の募集要項が発表されました ～インターネット申込みは令和8年2月19日から3月23日～



労働基準監督官は、厚生労働省の専門職員（国家公務員）です。

労働基準監督官採用試験には、法文系・理工系の区があります。どちらの区分でも採用後の待遇に違いはありませんし、理工系の知識や考え方は、労働基準監督官の業務に活用できます。

労働基準監督官の業務内容に興味のある方は、是非採用パンフレットをご覧ください。仕事のイメージができる写真や、先輩監督官からのメッセージが掲載されています。

労働基準監督官
採用試験 2026

Labour Standards Inspector Recruitment Exam 2026

厚生労働省

A区分(法文系)

B区分(理工系)



厚生労働省HP



<https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/kantokukan.html>

採用試験パンフレット2026

https://www.mhlw.go.jp/general/saiyo/dl/roudoukijun_241227_02.pdf



改正女性活躍推進法等説明会を開催します



改正女性活躍推進法等では、従業員101人以上の企業における情報公表義務が拡大されるほか、企業におけるハラスメント対策が強化されるなど、より一層女性が活躍できる職場環境の整備が求められています。本説明会で、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

- 日時 2月16日（月） 14:00～16:00
- 会場 グランシップ 会議ホール風
- 申込 右上の二次元コードからお申込みください

改正内容等のポイント

(1) 女性の活躍推進

法の有効期限が延長されます

令和8年3月31日から10年間延長され令和18年3月31日までとなります。

情報公表の義務が拡大されます

✓ 男女間の賃金差異(30人以上から101人以上の企業に拡大)

全労働者を対象とした男女の賃金の差異を算出し、公表する必要があります。

✓ 女性管理職比率(101人以上の企業に義務付け)

管理職に占める女性労働者の割合を算出し、公表する必要があります。

(2) ハラスメント対策の強化

事業主の防止措置が義務となります

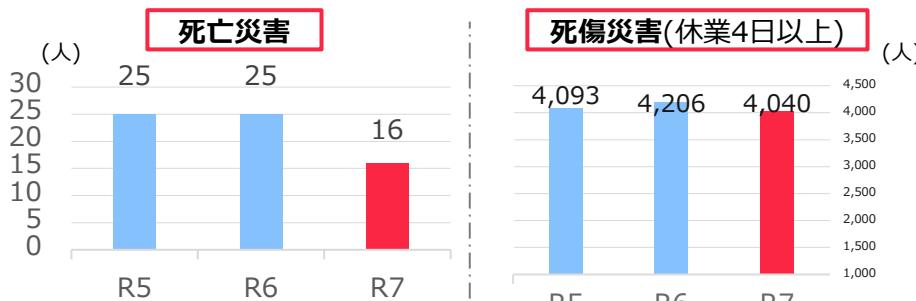
✓ カスタマー・ハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為により従業員の就業環境が害されることのないよう措置を講じることが求められます。

✓ 求職者等へのセクシュアルハラスメント

いわゆる「就活セクハラ」を防止するための措置が義務化されます。

労働災害発生状況（令和7年12月末時点発生分） (新型コロナウイルス感染症り患分は除く)



令和7年12月末時点における県内の死亡災害は16人で前年同期に比べ9人減少、死傷災害については4,040人で前年同期に比べ166人減少しています。死亡災害については、製造業で7人、建設業で6人、その他で3人が被災しています。

また、死傷災害では、1,098人が「転倒」により被災し、全体の約27%を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にしていただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。



ぬかづけ運動 検索



詳しくはホームページをご確認ください



静岡県有効求人倍率（令和7年12月）



<雇用情勢の概況>

令和7年12月の有効求人倍率（季節調整値）は1.09倍となり、前月を0.03ポイント上回りました。

静岡労働局では、県内の雇用情勢について、「改善の動きに一段と弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。」と判断しています。

